五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　穴虫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県宍粟市一宮町上野田
　字葛谷　六一六番　一号
　　六一七番　二号
　字杤倉　六二〇番一　三号から十五号まで及び十八号から二十一号まで
　　六二〇番六　十六号及び十七号

○国土交通省告示第二百二十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　鳥取県上地地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域
鳥取県鳥取市国府町上地
　字竜ノ口　九六六番二　一号
　字水上　八〇九番三　二号
　字青原　八一〇番二　三号
　字ヲロカ奴　八二一番三　四号
　字アワ良　一七七番　五号
　字池ノ谷　二一〇番　六号
　字ヲロ田　二四二番一　七号
　字向河原　四〇番一　八号
　　四〇番四　九号
二　佐賀県府招地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域
佐賀県伊万里市南波多町府招
　字小原　二九五六番一　一号
　字船川　二一五四番一地先道路敷　二号
　　二一五六番三地先道路敷　三号
　　二一五七番二地先道路敷　四号
　字伊万里道　二五九七番一地先道路敷　五号
　　二五九七番一地先道路敷　六号
　　二五九九番　七号
　　二五九九六番　八号及び九号
　　二五四三番一　十号から十二号まで
　　二五三〇番一一　十三号
　字古道　二六一六番二　十四号
　　二六一六番一四　十五号
　　二六二五番一　十六号
　　二七〇六番一　十七号及び十八号
　　二七〇九番一　十九号
三　鹿児島県口之島地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県鹿児島郡十島村口之島
　字西浜　一番五　一号、二号及び八号から十号まで
　　二番二　十一号
　字塩見　八番　三号から六号まで
　字ウエガミ　四九四番二　七号

○国土交通省告示第二百二十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項の規定により、昭和四十九年建設省告示第六十六号で指定した南平沢地すべり地域を廃止する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第二百二十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　秋田県南平沢地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域
秋田県男鹿市船川港南平沢
　字明王堂前　四二番三　一号
　　一一一番二　十三号
　　三六番　十四号
　　二八番　十五号
　　八九番七　二号から十二号まで
　字大畑台　十六号
　字苗代沢　四六番一　十六号

○国土交通省告示第二百二十五号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表中四〇の項、八二の項、八四の項、八六の項から八八の項まで、一二六の項、一九八の項及び二一八の項を削り、二七七の項の次に次のように加える。

二七八	家島坊勢島	兵庫県	家島のいずれかの港と坊勢漁港との間

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第六十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年四月九日から同年五月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度五九分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分五一秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三三度〇三分一三秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年四月九日から同年五月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。